

## 無償資金協力に係る事後評価票

(注)本案件は外務省評価案件であり、外務省による一次評価を踏まえ外部有識者による二次評価を実施していますので、評価項目ごとの二次評価結果を追記しています。  
二次評価の概要については、外務省ホームページに掲載されている無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価報告書(平成19年度)をご参照下さい。

担当公館名：在ミャンマー日本国大使館	
国名：ミャンマー連邦	案件名：中央乾燥地植林計画（1/5期）
E／N署名日：2002.9.30	供与限度額：4.8億円
先方実施機関：林業省乾燥地緑化局	完工日：2004.2.16
他の関連協力：技プロ「乾燥地共有林研修・普及計画」（2001年～2006年）	
1. 案件の目的 (B/D時の目標・想定効果を記載)	<p>森林減少が著しいミャンマー中央乾燥地域において、緑化促進をおこなうために植林地を造成すること、ソフトコンポーネント（住民参加型管理体制の構築）支援により植林後の持続性を持たせることを本案件の目的としている。</p> <p>なお、本案件（第1期～第5期）で1,500haの植林を実施した後、ミャンマー側で更に500haの植林を実施する合計2,000haの植林地が長期的に保育・管理され、中央乾燥地のモデル森林として緑化が促進されることにより、住民の生活環境が回復されることを本案件の上位目標としている。</p> <p>基本設計調査時における植林に対する効果発現は、植林後5年以上経過した時点における想定として、土砂流出防止効果や生活資源財の確保（薪炭材、建材等）が指標とされている。</p> <p>基本設計調査時におけるソフトコンポーネント支援に対する想定効果は、林業省乾燥地緑化局の職員と地域住民が植林地の維持管理について理解し、実際に維持管理を行うこととされている。</p>
2. 案件の内容	<p>当国で特に森林減少が著しい中央乾燥地において、土砂流出の防止や薪炭供給などの生活資源確保のために、第1期～第5期の5年間で、保護林、薪炭林及び共有林を合計約1,500ha植林する（共有林は、ソフトコンポーネント支援により植林）。ソフトコンポーネント支援とは、住民の植林に対する意識啓蒙を促進し住民が植林後の運営管理に参加することにより持続性を確保出来るように、林業省乾燥地緑化局に対して、アクションプラン（運営管理計画）作成等の支援を行うことである。</p> <p>この内、第1期では保護林を30.2ha、薪炭林を179.9ha、共有林を32.4ha植林すると共に、植林地の運営・普及活動の拠点として事務所建設、本案件に必要な給水施設建設を実施する。</p>
3. 案件の妥当性	<p>全般的評価：A+（外部有識者による二次評価：B+）</p> <p>詳細評価：</p> <p>本案件は、ミャンマー国民の1／3が暮らす中央乾燥地において深刻な貧困に苦しんでいる地域住民の貧困削減及び生活環境改善に資する人道案件であり、我が国の援助方針に合致している。また、我が国は現在メコン地域開発のイニシアティブを積極的に推進し、地域諸国の安定と経済成長を目標とした協力を実施しており、本案件はメコン地域全体の環境保全に資するものとして同地域開発の一環として位置づけられている。一方、ミャンマー政府は中央乾燥地における緑化促</p>

	進を重視しており、1997年に林業省の中に乾燥地緑化局を新設し、乾燥地緑化5ヶ年計画を実施するなど、被援助国の開発戦略にも合致している。
4. 施設／機材の適切性・効率性	<p>全般的評価：A (外部有識者による二次評価:A - )</p> <p>詳細評価：</p> <p>第1期～第5期に必要な施設・機材の供与は全て第1期に行われており、第1期から現在実施中の第4期に至るまで、適切に使用されている。</p> <p>【主な供与施設/機材】</p> <p>○深井戸と高架水槽：1,500ha を植林する対象地域において、対象地域への給水をカバーする深井戸と高架水槽は必要であり、設置場所も概ね適した場所と判断される。現在の管理状況にも問題なく、適切に使用されている。</p> <p>○ブルドーザー・バックホウ：第1期から現在実施中の第4期に至るまで請負業者により機材が適切に使用され、機材管理場所も安全対策が施されている。完工後は林業省により維持・管理される予定である。</p>
5. 効果の発現状況（有効性）	<p>全般的評価：A (外部有識者による二次評価:B + )</p> <p>詳細評価：</p> <p>植林に対する効果発現は、植林後5年以上経過した時点で土砂流出防止効果や生活資源財の確保（薪炭材、建材等）が期待されている。第1期の完了日から約3年半を経過した現時点においては、第1期で植林した木が順調に生育していることが確認出来たため効果が発現していると考えられる。</p> <p>ソフトコンポーネント支援に対する効果発現は、第1期の共有林造成地内においてアクションプランが既に作成されており、現在ではアクションプランに基づき住民自らがワークショップを開催し、植林地の見回り活動を実施しているとのことであり、住民の意識の向上が確認できた。また、林業省乾燥地緑化局職員や住民への聞き取りでは、植林後の維持管理の重要性を十分理解していた。</p>
6. インパクト（上位目標への影響等）	<p>全般的評価：B (外部有識者による二次評価:B)</p> <p>詳細評価：</p> <p>本案件は第1から第5期を通じて植林された1,500ha の植林地とミャンマー側で更に500ha の植林を実施する合計2,000ha の植林地域を1つのモデルとして、中央乾燥地の緑化促進が行われることを上位目標としている。現時点においてミャンマー政府は中央乾燥地の緑化計画のために本案件を重要視しており、肯定的なインパクトが認められる。</p> <p>また、基本設計調査時に期待されていた波及効果については、本計画の第5期修了後に調達機材（重機）が他地区へ利用されることを指標としているが、現時実施中の本案件第4期で調達機材（重機）を使用しているため、現時点において他地区への利用はされていない。しかし、基本設計調査時に波及効果として想定されていなかった作業用仮設道路設置については、多くの地域住民から生活改善にも役立っていると感謝の声があり評価されている。</p>

<p>7. 自立発展性・さらなる改善の余地 (改善の余地がある点については以下に記入)</p>	<p>全般的評価：A (外部有識者による二次評価: B +) 詳細評価： ミャンマー政府は、本案件5期全て終了後に他地区的モデルとして乾燥地緑化促進をする計画している。また、ミャンマー政府は、既にソフトコンポーネント支援により実施された住民参加型の運営管理計画に対する支援方法について、中央乾燥地で広げていけるように他地区でのワークショップ開催の計画をしており、現在本プロジェクト第4期の実施で使用している重機についても、第5期終了後には他地区での使用を検討している。 以上のことからもミャンマー政府のオーナーシップが感じられる。</p>
(1) 対応方針	特になし
(2) 対応方針理由	特になし
<p>8. 広報効果（ビジュアリティー）</p>	<p>全般的評価：A (外部有識者による二次評価: B +) 詳細評価：植林現場に近い幹線道路沿いには、本案件名とともに日本とミャンマーの国旗と一緒に載せた銘板が設置され、常に地域住民の目に触れる形で本件が日本の援助で実施されている紹介が行われている。また、当国新聞やテレビにより、本件が日本の援助で実施されていることが報道されており、ミャンマー国民にも周知されている。</p> 
<p>9. 被援助国による評価 (外交的効果についても、本欄に記述する)</p>	<p>第1期実施後、当地林業大臣が本件対象サイトに5回も訪れており、林業省で高い関心が示されていることが伺える。また、今回調査時においても、ミャンマー側の実施機関である林業省乾燥地緑化局が現地調査に参加するなど、ミャンマー政府の本件に対する評価は良いと判断出来る。</p> <p>上記8. 広報効果でも記載しているとおり当国マスコミからも高い関心が寄せられ、今回の現地調査時に裨益住民から本件の日本支援に対する感謝の言葉を聴取するなど、ミャンマーのマスコミや住民からも高い評価を得ていると判断する。</p>
<p>10. 提言・教訓</p>	<p>①本案件の植林に対する各種効果発現は、植林後5年以上経過した時点で期待されている。②本案件の上位目標は、第1期～第5期を通じて実施される植林とその後にミャンマー側で実施される植林を合わせた植林地域を1つのモデル森林</p>

	とした緑化促進とされている。以上の2点から、本案件（第1期）の事後評価を現時点で行うことは困難であった。今回のような植林案件の評価については、効果の発現時期を確認した上で、適切な時期を設定する必要があるものと思われる。
11. その他	<p>植林及びソフトコンポーネントによる植林後の維持管理強化を併せて支援する本案件は、今後の類似案件を実施する際の1つのモデルとして他国においても活用が期待出来る。</p> <p>一方、植林することで住民が直接利益を享受するのは少なくとも植林してから5年後と予想されているため、それまでに住民の維持管理に対する意識が風化せずに定着していくことが重要と考える。</p>